

# 交付金運用見直しに伴う確認事項（5.5万円等）

前提

令和2年2月から4月に出荷実績があること

申請された方は実績確認済

step 1

出荷実績がある作物の売上げが前年同月比で減少していること

1. 今期の売上げ確認は2月以降から売上げ確認月まで  
（周年出荷が可能な作物は10月出荷分まで）
2. 比較する前年売上げは今期と同月を原則
3. 今期と前年の面積が違う場合は前年売上げを今期面積にて調整

減少している場合  
交付金の対象

減少していない場合  
交付金の対象外  
（これで終了です）

step 2

今期作の作付面積を把握

減少した作物ごとの作付面積を出してください。

step 3

交付申請額を算定します

1. 今期と昨年の売上げ減収額
2. 今期の作付面積に各単価を乗じた金額
3. 次期作の作付面積に各単価を乗じた金額

いずれかの金額で  
一番低い額が交付  
申請額です

面積に応じた各取り組みを実施してください  
（減収額にかかる取組面積については確認中です）

交付額算定に必要な数字は裏面で確認してください